

近世後期の京都錦高倉青物市場の動向

宇佐美 英 機

はじめに

近世期の京都における青物市場は、いまだその実態に関しては不明なことが多く、具体的な事実・事例分析の蓄積が重要であることは、かつて別稿でも述べたところである¹⁾。しかし、その後も研究は深化せず、依然として史実の解明が必要な状況にあるといえる。本稿では、このような研究状況に鑑み、別稿に引き続き安永4（1775）年以降の錦高倉青物市場の状況を中心に解明したい。

第1節 錦高倉青物市場の沿革と明和・安永期の実態

別稿で述べたように、この市場は寛永年中（1624～43）に京都所司代板倉周防守重宗へ出願して「青物市」を免許され、「御書物」を下付されて営業してきたが、「御書物」は宝永5（1708）年の大火で焼失した、とする伝承を持っている。この伝承が正しいかどうかについて確証することは困難であるが、まずこの点から検討しておこう。

市立での認可状が現存しないため断定は困難であるが、貞享2（1685）年刊行の『京羽二重巻一』²⁾には、「高倉通」に関して、「にしき下 青物問屋」の記述が見られ、また、『日次』³⁾の末尾に「錦小路通高倉東南角、寛永年より市始ル、市元祖之八代目柵屋源左衛門」とある。すでに指摘したように『日次』は八代柵屋源左衛門が書き残したものであるが、明和・安永期における、町奉行所による市場差留に対する再開訴願活動の推移を記している。末尾にある「寛永年より市始ル」という記述を全面的に信頼することは困難ではあるものの、恐らくは『京羽二重』が記すところの「にしき下 青物問屋」は、柵屋源左衛門家を指すのではないかと考えられる。ただ、「問屋」があったと記すものの、はたして「問屋」であったのか、また立売市場が存在したのかどうかについては定かではない。とはいえ、少なくとも貞享2年時点で高倉通錦下るにおいて青物が取り扱われていたことは事実であろう。

また、貞享3年の序をもつ『雍州府志 巻六』⁴⁾には、「野菜之類在五條橋東南、凡自正月二日

1) 拙稿「京都錦高倉青物市場の公認をめぐる」（中村勝責任編集『市と糶』所収、中央印刷出版部、1999年）。

2) 野間光辰編『新修京都叢書 第二巻』所収、臨川書店、1993年。

3) 「明和八卯年十二月二十二日ヨリ同九年辰二月晦日マテ 日次 坤」「明和九辰年六月十日ヨリ安永三年年九月三十日マテ 日次 坤」（京都大学文学部所蔵「京都錦小路青物市場記録」）。以下、本稿では『日次』と略称する。また、特に断らない限り、本稿の叙述は「京都錦小路青物市場記録」（全9冊）の中の史料を用い、史料名のみを記すこととする。

なお、「日次」の表紙・一部分は、『若冲ワンダーランド』29頁（MIHO MUSEUM, 2009年）に掲げられているので参照されたい。

4) 野間光辰編『新修京都叢書 第十巻』所収、臨川書店、1994年。

至十二月晦日，朝暮二時商賈群集，惣称市」とあり，五条問屋市場が開市されていたことを伝えており，この時点では五条問屋市場が盛況であったと考えられる。

その後の実態はほとんど不明であるが，明和8（1771）年末～安永3年頃の状況を記す『日次』によれば，青物は近在村々から出荷・販売されており，立売市場は高倉錦下る帯屋町，同上る貝屋町，錦高倉東入る中魚屋町，同西入る西魚屋町の四町の店前路上で開かれていたが，主要には高倉通りで行われていたと考えられる。時期は下るが明治2（1869）年10月作成の「下京四番組絵図」で各町と宅地割を復元された日向進氏によれば，当該四町は図1のようであった⁵⁾。

図1によれば帯屋町東側には12，西側には11の屋敷地を数えることができる。一方，明和8年当時に店前を貸していた町人と出荷者住所・人名は，表1に示した通りであった。

図・表を照合すると，榊屋源左衛門の「高倉錦小路南東木戸外」とは中魚屋町地籍の部分であり，苺屋嘉兵衛の「高倉通錦小路西南木戸外」は西魚屋の地籍部分であったと考えられる。また，榊屋源左衛門から平野屋三右衛門までは帯屋町東側の住人であり，苺屋嘉兵衛から井筒屋吉兵衛までが西側の住人であったとすれば，少なくとも東側には9軒，西側には10軒の家屋敷があったということになる。この史料は，「町内見世前貸シ候家毎ニ参り候者」の名前を書き付けたもの

図1 錦高倉四町



5) 日向進『近世京都町屋の形成と展開の過程に関する史的研究』184頁所掲図（自家版，1983年）。本稿では，当該地域の部分に加筆した図（拙稿「私の伊藤若冲」，前掲『若冲ワンダーランド』所収）を修正して掲げた。なお，図中の錦小路通高倉東南角（地番1）が榊屋源左衛門の屋敷であり，間口3間1寸5分・裏行15間2尺4寸5分であった。おそらく，この屋敷の裏に続く帯屋町東北の屋敷も榊屋のものであったと推測できる。

近世後期の京都錦高倉青物市場の動向

表1 錦高倉青物立売市場出荷人

番号	出荷場所	出荷人名	出荷人住所	店前貸町人名
1	高倉錦小路南東木戸外	山家屋長兵衛	高倉通松原角	桝屋源左衛門
2	同上	百姓 源右衛門	大宮通木津屋橋下ル町	同上
3	高倉通錦小路下ル木戸より南	出作り 次郎兵衛		同上
4	同上	仁兵衛	上河原町生洲町	同上
5	同上	同 源右衛門	上河原町駒之町	同上
6	同上	同 長兵衛	上河原町丸屋町	同上
7	同上	同 佐兵衛	(同上)	同上
8	同上	同 甚兵衛	(同上)	同上
9	同上	同 与兵衛	(同上)	同上
10	同上	同 五兵衛	(同上)	同上
11	同上	同 三郎兵衛	上河原町銚田町	同上
12	同上	百姓 孫右衛門	西九条	同上
13	同上	同 三郎兵衛	(同上)	同上
14	同上	同 喜兵衛	(同上)	同上
15	同上	同 利兵衛	塩小路	同上
16	同上	同 善六	(同上)	同上
17	同上	同 惣兵衛	(同上)	同上
18	同上	河内屋平右衛門	不動堂	同上
19	同上	百姓 七郎兵衛	(同上)	同上
20	同上	同 庄吉	(同上)	同上
21	同上	同 平右衛門	(同上)	同上
22	同上	同 吉兵衛	伏見山崎町	同上
23	同上	同 五郎兵衛	(同上)	同上
24	同上	同 藤兵衛	大宮通木津橋下ル町	同上
25	同上	天満屋市兵衛	新宮川五条上ル町	同上
26	同上	百姓 伝兵衛	伏見稲荷前	同上
27	同上	いも屋権右衛門	大宮通七条下ル三丁目	浜屋清兵衛
28	同上	いも屋嘉兵衛	(同上)	同上
29	同上	くわへ屋甚兵衛	七条通堀川西入町	同上
30	同上	山城屋安兵衛	西六条台所門通七条下ル丁	浜田屋伊兵衛
31	同上	万屋伊兵衛	五条通若宮八幡前	同上
32	同上	万屋源七	木津屋橋油小路西入丁	同上
33	同上	柏屋吉左衛門	木津屋橋栗嶋西入丁	同上
34	同上	くわへ屋源三郎	西七条村	大和屋清七
35	同上	八百屋徳兵衛	上御堂番場町	同上
36	同上	人しん屋勘兵衛	きこくノ馬場	糸花屋茂兵衛
37	同上	みつは屋伊兵衛	伏見深草	同上
38	同上	芋屋清兵衛	伏見分レ	河内屋市郎兵衛
39	同上	八百屋清八	不動堂	同上
40	同上	せり屋与惣兵衛	鳥羽	同上
41	同上	八百屋善次郎	西六条	玉屋伊右衛門
42	同上	百姓 清兵衛	不動堂	同上
43	同上	同 七兵衛	不動堂	同上
44	同上	同 三右衛門	西九条村	同上
45	同上	同 市兵衛	西七条村	同上
46	同上	柰屋庄三郎	伏見榎木橋町	分銅屋源兵衛
47	同上	百姓 源兵衛	西七条村	平野屋三右衛門
48	同上	同 金蔵	不動堂村	同上
49	同上	同 亀之助	(同上)	同上
50	同上	同 次郎兵衛	伏見	同上
51	同上	同 三右衛門	広橋村	同上
52	同上	同 久兵衛	(同上)	同上
53	高倉通錦小路西南木戸外	万屋与右衛門	五条間屋町老丁目	莫屋嘉兵衛
54	同上	大和屋九兵衛	(同上)	同上
55	同上	丸屋市兵衛	五条間屋町式丁目	同上
56	同上	炭屋平兵衛	大宮通松わら下ル式丁目	同上
57	同上	丹波屋武兵衛	(同上)	同上

58	同上	紀国屋久兵衛	七条通大宮東入ル町	同上
59	高倉通錦小路下ル木戸より南	大和屋権兵衛		葛屋嘉兵衛
60	同上	■屋小兵衛	巷ノ町松原下ル三丁目	同上
61	同上	近江屋清兵衛	(同上)	同上
62	同上	笹屋治兵衛	同 式丁目	同上
63	同上	住屋吉兵衛	油小路木津橋上ル丁	同上
64	同上	井筒屋善兵衛	台所門七条下ル丁	同上
65	同上	油屋庄兵衛	同 式丁目	同上
66	同上	八幡屋弥兵衛	大宮通松わら下五丁目	沢治屋彦右衛門
67	同上	いも屋利兵衛	伏見七瀬川	同上
68	同上	孫兵衛	(同上)	同上
69	同上	利右衛門	(同上)	同上
70	同上	百姓 吉兵衛	(同上)	同上
71	同上	同 四郎兵衛	(同上)	同上
72	同上	同 伊兵衛	(同上)	同上
73	同上	同 平兵衛	(同上)	同上
74	同上	同 平八	(同上)	同上
75	同上	同 甚四郎	(同上)	同上
76	同上	坂本屋吉兵衛	巷貫町	同上
77	同上	万屋吉兵衛	(同上)	同上
78	同上	丹波屋与兵衛	万寿寺通高倉西入ル丁	同上
79	同上	河内屋九兵衛	大宮通木津橋上ル丁	同上
80	同上	炭屋喜兵衛	東寺領裏方町	同上
81	同上	伏見屋源兵衛	五条間屋丁三丁目	同上
82	同上	百姓 藤兵衛	壬生村	江戸屋九右衛門
83	同上	同 喜兵衛	(同上)	同上
84	同上	同 兵左衛門	(同上)	同上
85	同上	山城屋万助	伏見阿波橋杉本町	駿河屋与兵衛
86	同上	近江屋庄兵衛	東洞院御伊勢殿町	同上
87	同上	近江屋太助	伏見肥後町	同上
88	同上	八百屋清左衛門	大仏中仰屋町	同上
89	同上	万屋喜右衛門	東寺地内町	同上
90	同上	芋屋市良兵衛	(同上)	同上
91	同上	久我屋伝兵衛	油小路木津屋橋上ル丁	柏屋九兵衛
92	同上	柿屋善兵衛	伏見両替町	同上
93	同上	明石屋半兵衛	同 道後橋	同上
94	同上	荒物屋庄二郎	大仏馬町	同上
95	同上	くわへ屋七兵衛	鉄炮町七条下ル丁	同上
96	同上	芋屋藤兵衛	東寺出在家町	同上
97	同上	芋屋喜兵衛	八条中町	同上
98	同上	百姓 仁兵衛	西九条藤之木	泉屋儀兵衛
99	同上	同 吉兵衛	同 横町	同上
100	同上	同 伝兵衛	七条出屋敷靴屋丁	同上
101	同上	同 茂兵衛	餅屋町	同上
102	同上	丹波屋久兵衛	中堂寺	淡路屋伝七
103	同上	百姓 忠二郎	木津屋橋	同上
104	同上	百姓 惣兵衛	大宮八条	伊勢屋新七
105	同上	同 源兵衛	東寺田中	同上
106	同上	同 佐二兵衛	西九条村	同上
107	同上	同 喜兵衛	東六条	同上
108	同上	百姓 吉兵衛	伏見深草	伊勢屋作十郎
109	同上	同 亀	中堂寺	同上
110	同上	同 利兵衛	東寺	同上
111	同上	百姓 与兵衛	壬生村	井筒屋吉兵衛
112	同上	同 忠兵衛	(同上)	同上
113	同上	同 忠太	(同上)	同上
114	同上	同 四良兵衛	伏見七瀬川	同上

出典：「明和八卯年十二月廿二日ヨリ同九年辰二月晦日マテ 日次 坤」

であるから、図1の筆数に変化がなかったとすれば、ほとんどの町人の店前は立売市場に提供されていたといえる。もっとも、後述から明らかになるように、天明8（1788）年の大火を契機に町人の出入りがあったものと考えられるため、居屋敷の分統合があったことも十分考えられる。

さて、表1から判明することは、町家で最も多人数に店前を貸しているのは榊屋源左衛門であった。木戸の内外を併せて26名に貸与していることが知られる。次に貸与人数が多いのは沢治屋彦右衛門の16名であり、苺屋嘉兵衛がこれにつき13名となっている。ここでは114名の出荷者を数えることができるので、3名の店前だけで出荷者の約半数を収容できる間口があったと考えられる。表1に現れる町人名は、おそらく帯屋町の住人であったと推測できるが、断定するだけの史料は残されていない。しかし、人名が高倉通に面した帯屋町の北側から順に記されているとすれば、東側に榊屋源左衛門の店があったことは確実なので、苺屋、沢治屋は西側にあったと見てよいだろう。この点については、後に再びふれたい。

ところで、出荷者は全員で114名であるが、これらの肩書きに注目すると、屋号を持つ者が54名、「百姓」「出作り」と肩書なしの者の合計は60名となる。そもそもこのような出荷者が書き上げられた直接的理由は、奉行所による出荷者のうちの仲買商売の頭取者の調査命令によるものである。したがって、屋号を持つ者は奉行所がいうところの仲買商であったと考えられる。また、出荷者の住所からは、洛中の周辺部の町々や洛中に近接した西・南部の村々に居住する者たちであることが明らかとなる。とりわけ注目されるのは、後日に対立関係が問題となる五条問屋町や問屋市場所在地の者が出荷者として名を現していることであろう。問屋市場所在地内にも利害を異にする者がいたことを、ここでは確認しておきたい。さらに、表に現れる人名の者だけが出荷者すべてであったかどうかの問題であるが、明和9年7月の記述によれば、「百姓中、中買中、凡五百人余」とある。この数字にも根拠があるわけではないが、毎日のごとく市場へ野菜を運ぶことなく、主に生産に従事しながら時折出荷している百姓を考慮に入れば、右のような数字になるのではないかと思われる。

それはともあれ、錦高倉青物市場は、明和9年1月15日、五条問屋町の請願を受け入れた奉行所により、市場の営業を差し留められ、再開の運動の結果、2月晦日に冥加銀を年に16枚上納するという条件で再営業が認められた。これにより実質上、初めて青物立売市場が公認されたといえることができる。しかし、五条問屋町が冥加銀30枚を上納する代わりに錦高倉市場を差し留めてもらいたいという請願を行ったことにより、7月3日に再度開市を禁じられてしまった。

この五条問屋町との確執による市場差し留めに対して、錦高倉四丁町は、幕府代官や奉行所与力らの助言を受けながら、青物出荷者が居住する村々とともに市場再開の訴願運動を続け、ついに安永3年8月29日、冥加銀35枚を上納することで青物立売市場として公認されたのである。この際、錦高倉四丁町と訴願運動をともにした7か村（西九条・西七条・西塩小路・東寺廻り・上鳥羽・壬生・中堂寺）は一札を交わした。この一札は、錦高倉四丁町から7か村庄屋にあてたものであるが、そこでは冥加銀の上納について、年35枚の冥加銀は、出荷者が店前借用銀として町へ支払った代銀の中から四丁町が積み立てて置き、上納時（毎年末）に村方の指示を受けて村

方に納め、村方から奉行所へ納められるものとされている。店前借用銀は、訴願運動のさなかの安永2年6月23日、村方からの願いにより実現するようになっていたものである。それ以前には4～6文の「棒銭」⁶⁾が出されていたが、これは恐らく一荷につき礼銭として支払われていたものであろう。それを村方が店前の路上を借用するという形式に改めたものと思われる。そして、そのことについては、安永3年8月29日の町奉行所の申し渡し（市場公認）の際に、「右四丁町ニ而見世前借り受、前々通百性直売之義指免候」と述べるところからも、奉行所の意向でもあったことがわかる。また、この市場においては「問屋ケ間敷」ことは禁止しており、立売市場として維持されることが定められていたこともわかる。

二 錦高倉青物市場の動向

安永3年8月29日の申し渡しにより錦高倉青物市場は再開を許され、町方から壬生村ほか六か村に対して市場再開の運動参加のお礼として毎年各村へ差し出されていた酒6斗（後に1斗）も、寛政12（1800）年8月9日の寄合に際して廃止されることとなった。この寄合は、天明8年1月の大火によって町方が罹災したため、冥加銀上納を赦免されていたが、火災後10年余り経過したため以前の通り銀35枚上納するよにとの申し渡しがあり、それを受けて持たれたものであった。この寄合においては、村々が対談のうえ願書が提出されたが、そこでは火災後の状況を次のように記している⁷⁾。

乍恐火災後者町々家建も揃兼、明キ地面等多有之、夫々手作ニ而明キ地面へ青物作付候故、直売場へ之買人も寄り兼候故、自然と右場所へ百性とも持出候青物捌方甚不景氣ニ相成候故、近頃ニ而者右立売場四丁町へ立会候百性共も捌方薄く相成候ニ付、自青物持出候百性共も無数相成、唯今ニ而者火災以前之三四歩一通り之捌方ニ而、其上青物商ひ之義者前に錢極メ之義ニ而、是迎も已前は錢相庭も宜舗、当時錢相場下直成時節ニ而何角ニ指支等も御座候

すなわち、火災後の市場は町人の青物自給策や錢安相場のせいで衰微状態にあることを述べ、このような状況が続けば相続にも差し支えるという理由から、冥加銀を年15枚に減額してくれるように願ったのである。

この願書で注目されるのは、「七ヶ村惣代」の壬生村庄屋九郎右衛門・中堂寺村庄屋半左衛門および「錦高倉四丁惣代」の年寄伊右衛門に加えて、「百性商人中惣代宗兵衛・同吉兵衛」が連署していることである。「百性商人中惣代」の名称は、それまでに提出された多くの願書にはなかったものである。ところが右の百性商人中惣代願書により、青物を生産・販売する百姓商人た

6) 「棒銭」は、前掲拙稿では「棒銭」と解説している。原文では「棒」と「捧」は明確に判別しがたく、どちらにも読める。しかし、青物荷を担ってきた天秤棒を象徴するものと考えた方が適切ではないかと考え、本稿では「棒銭」と改めておく。いずれが正しいかの結論は、留保しておきたい。

7) 「錦小路高倉市場 商人名寄帳 市場一件之 写」。これは外表紙の題であり、内表紙に「安永三年甲午八月廿九日 錦高倉青物直売御免留書」とある冊子に収められた文書の写しである。以下の叙述は、特に断らない限り、ここに納められた史料による。なお、この願書とほぼ同一のものが北村論文に全文翻刻されている（北村貞樹「近世市場形成期に於ける二つの道－錦高倉蔬菜市場を中心とする覚書－」、『大阪大学経済学』第5巻第3・4号、1956年）。

ちが仲間組織を結成し、惣代を選出するようになっている事実を確認できるのである。

このような組織が「丸札」「半札」という札を所持した百姓商人たちによって構成されていたことは、「青物市場商人顔付写」（寛政12年12月付）によって事情がある程度明らかになる。これによれば、「丸札」に直して「貳百六拾枚」の札が存在したことがわかる。例えば、「壬生上組」には丸札が22枚あり、「壬生下組」には丸札22枚と半札が15枚あった。史料では丸札を所持しているとされる百姓たちが75名、半札の者が95名（他1名は不明）書き上げられており、小計では171名となっている。それぞれの「組」が持つ丸札・半札には欠員も見られ、また、「外・外仲間」とする札にも丸札・半札がある。丸札と半札にはどのような権利の差があったのか、組ごとの配分はどのように決められたのかは、全く分からない。しかし、寛政12年時点で錦高倉青物市場への出荷と販売は、札を所持する百姓商人たちによって運営されていたことは疑いを入れないものである。このさい、町方の「升源・大次・扇権」は、3軒で「錦組」として丸札1枚とされており、この点、後述のように町方の優位性の低下を示すものである。

また、百姓商人仲間が組に分かれていたことは明らかであるが、史料では「壬生上」「壬生下」「中堂寺」「西塩小路」「西九条」「西七条」「東寺」「鳥羽」「田町」「四ツ塚」「下川西」「長楽寺」「聚楽」「五条」「上伏見」「下伏見西」「東塩小路」「河原町」「不動堂」「ふしみ大亀谷」「錦」「西京」の22組を数えることができる。これらの組は、表1に現れている出荷者の居住地を網羅している状況を反映しているといえよう。

さて、先の願いは聞き届けられることなく返却されてしまったため、8月16日に改めて出願した。そして、12月13日にも再度願書を提出して減額を願った。その願書では、火災後は不景気が続き、以前のように6・700人もの立売人が罷出ることなく200人程度に減少し、かつ四丁町での売場も二丁町の間立ち並び売ることも出来ない状態であることを述べ、このような状態では年貢上納にも支障が生じることになり、冥加銀を18枚上納することにしてもらいたいと願っている。また、売り場は高倉錦小路上る町と、下る町の二町にすることを許可を求めている。もっとも、好況になれば銀35枚上納するとも言っている。この願いは、享和元(1801)年11月23日に聞き届けられ、前年分より銀18枚の冥加銀上納に改められた。18枚の冥加銀は、「町分商人」と村方が半銀づつ出銀し、七か村惣代方へ「年行事」より差し出し、惣代が上納することとされたのである。

さて、この冥加銀上納で注目されるのは、安永3年に市場再開が実現したおりの取り極めでは、村方の指図次第に四丁町から村方に出銀し、村方から上納することとされていた。町奉行所もそれが百姓直売りの条件としていたのである。しかし、この度の納め方を見るならば、「町分商人」と村方が半分づつ上納するように命じられている。

史料では「庄屋惣代壺人、商人惣代壺人」が「兩人二而相納」とあり人名は記されていないが、半銀を出す「町分商人」とは錦高倉四丁町の商人のことであろう。したがって、このことから錦高倉四丁町による市場運営の主導性は失われ、在方七か村と百姓商人、とりわけ後者が新しい勢力として台頭したものと考えられる。その理由の第一は、やはり天明の大火による錦高倉四丁町の罹災と、そのことによる町方経済力の衰退が考えられる。市場の維持運営は、罹災しなかった

在方による主導力の逆転現象として結果したものと思われる。

享和元年12月、冥加銀上納方法の改正が行われたのと同時に次のような一札が認められている。

一札

一、錦高倉四丁町之間店先、商人中立売場所ニ借シ置申上候ニ、家別銘々渡世之表たりとも、右市場相済候迄ハ一切為出申間鋪候、乍併升源、扇権、大治、右三軒者前々より八百屋渡世ニ付、此度以相對商人仲ケ間へ加入被致、店先二間之間売場ニいたし候、右之外塩物者勿論何商売ニよらず店先へ一切為出申間鋪候、仍而一札如件

享和元年西十二月

高倉四丁町惣代

年寄 伊右衛門

五人組 利兵衛

同 久兵衛

同 清兵衛

七ヶ村庄屋中

同百姓商人惣代中

この一札に記すところによれば、錦高倉四丁町の商人の店先は青物立売場所として貸与されており、青物売買（市場）が営業を済ませるまでは、自分の商売のために利用しないこととされている。しかし、升源、扇権、大治については以前から八百屋渡世であったことを考慮して、店先の2間を売場とすることが認められている。しかし、それは3軒が「商人仲ケ間」に加入することによって許された行為であったと判断される。この一事を見ても、七か村と百姓商人が錦高倉市場に対して占めた特権の大きさを知ることができる。3軒の八百屋も「店先二間之間売場」に制限され、商人仲間へ加入することでようやく営業を許される状況に追い込まれているのである。それゆえ、以前より四丁町の主たる商売であった塩物販売などですら閉市後に行うことを余儀なくされているのである。そして、かかる一札を受けて七か村惣代・百姓商人惣代は、四丁町町中に対して「万一口論ケ間鋪義有之候ハ、早速仲ケ間中より取鎮」めることを約束する一札を差入れている。「口論ケ間鋪義」の「取鎮」めについても、以前は町方が「御村方世話掛申間鋪候事」と取り決めており、主客が逆転していることを確認できるのである。

ところで、同時に「惣商人中」は「御村方庄屋中様」宛で一札を差し出しているが、それによれば、冥加銀は、火災以前は「日々棒銭六文之内ニ而町分ニ預ケ置」き、12月納めの節に町分から村方へ取り寄せて上納してきたが、この度は「棒銭五文之内ニ而冥加銀半銀日々預ケ置」き、納めの節に取り寄せて、「都合拾八枚」は商人方から村方年番へ差し出すと約束している。このさい、「不寄何事市場之義ニ付、御入用御座候ハ、町商人双方より急度相立、村方庄屋衆へ少しも御難掛申間敷候」と述べているところから、市場に関しては四丁町と百姓商人が責任を負う主体となっていることを知ることができる。しかし、主導権が百姓商人側にあったと思われることは、前述の通りである。この一札で連署している「仲間惣代」は、以下の通りであった。

壬生村惣兵衛・西九条村吉兵衛・壬生上組八左衛門・同下組庄兵衛・中堂寺茂兵衛・西九条勘七・東寺吉郎兵衛・西七条庄兵衛・西塩小路嘉平次・鳥羽政次郎・聚楽伊兵衛・西九条源七・西院（人

名脱)・下川原西吉左衛門・四ツ塚伝四郎・大宮田町太兵衛・不動堂久兵衛・東塩小路清兵衛・川原町弥兵衛・五条次郎助・伏見上組惣代利兵衛・同西組惣代吉兵衛・同大亀谷惣代九兵衛・長楽寺伝兵衛・西八条村太兵衛

上述の組名と若干異なる名称があり、とりわけ「西京」の代わりに「西院」が見られるが、これは地域的に考えても同一異称ではないかと思われる。

また、「組合世話年行事・商人惣代」は二年交代で順廻されたが、その際、「上壬生・下壬生」「中堂寺・五条」「西九条・伏見」「東寺・不動堂」「鳥羽・下川原・四ツ塚」「西七条・東塩小路」「西塩小路・河原町・大宮田町」が小地域ごとの組合であった。

同時に町中からも同文の一札が庄屋中宛に差し出されたようであるが、そのさい町中の間口が記されている。そこに上げられた人名と間口は表2の通りである。

史料では、「間口」と「表口」の表記が見られるが、同一の事ではないかと考えられる。また、それぞれに即して本稿では小計をしているが、史料では総計して「メ百拾貳間」とされている。ここに記された人物はすべて帯屋町の商人ではなく中魚屋町・西魚屋町の者を含んでいるが、屋敷地がどのようになっているのかは定かにできない。ただ、表1に現れている店前を貸している商人名とほとんど共通しないことが判明する。このことから、天明の大火を挟んで屋敷地所有者の入れ替わりが激しかったことを推測できる。ともあれ、この時点では、上記の商人の店前が青物市場に提供されたことは確実であろう。

また、文化2（1805）年2月18日改めの「錦小路高倉市場四町名印鑑」なる史料にも間口が記されている。それを表2と比較すると、「材木屋七郎右衛門」の名前は見えず、替わって「二間

表2 錦高倉町店前貸間口(享和1年12月)

間口	貸人名	表口	貸人名
3間半	材木屋七郎右衛門 代高宮屋平助	3間	近江屋小八
3間	浜田屋藤松	2間	河内屋清兵衛
2間	美濃屋吉兵衛	6間半	近江屋久兵衛
1間半	淡路屋伝七	20間	升屋源左衛門
2間半	奈良屋三郎兵衛	2間	升屋源左衛門(錦通東入る)
3間	井筒屋幸次郎 代近江屋伊兵衛	15間	近江屋宇兵衛
3間	糀屋利兵衛	1間	近江屋宇兵衛 代---
4間	清水屋次兵衛 代平野屋三右衛門	2間	槌屋喜右衛門
3間	津国屋権兵衛	15間	誉田屋久右衛門(錦上る東側)
		2間	誉田屋久右衛門
		3間	大黒屋源助(西入る北側)
		15間	大黒屋源助(西入る西側)
25間半		86間半	

出典：「錦小路高倉市場商人名寄帳 市場一件之写」

半「平野屋三右衛門」の名前が見える。間口は差し引きすると一間減少したかに思えるが、「升屋源左衛門」の20間が21間半となっており、逆に半間分貸与する間口が増えているのである。これらの総計112間半の間口を持つ商人たちが「立売持場所持主」であり、その店前で青物立売市場が開設されていたのである。高倉四丁町は、もしこの持主が替わることがあったならば、その節には七か村惣代に届けることを約束している。

さて、文化8年12月に5か条からなる「定」が「高倉市場商人惣代中」に宛てて認められている。「定」の規定自体は、市場商人として守るべき一般的事項であるが、差出人として「不動堂表惣代」3名と「二条惣代」3名が連署・捺印していることが注目される。不動堂村には従前より商人がいたことは明らかであるが、「二条」の商人はこれまで見られなかったものである。したがって、「不動堂表」と記す商人仲間もこれまでの「不動堂」の仲間と同一異称なのか新規参加者の仲間なのか定かではないにせよ、「二条」は明らかに新規参加の商人仲間であろう。そうだとすれば、百姓商人たちの錦高倉市場への参入が増加していることを示唆するものといえよう。

ところで、五条問屋町においては、文化11年7月3日、青物売買仲間の取り締まりのため、この市場限りで仲買一統が連印した「問屋名前帳面」を奉行所に提出している。この帳面は今に伝わらないが、問屋・仲買が共存する市場であるがゆえに、相互規制が厳しかったものといえる。ここでの仲買は、問屋町五条下の一・二丁目の「店江市立仕候仲買渡世之者共」を対象としており、作成の理由は仲買たちには「是迄仲ケ間も無之不取極之義共有之候」ためであった。これは問屋による仲買規制の強化策であるとみなすこともできるが、冥加銀を提出して株仲間として公認されていた問屋が、町奉行所の威を借りて規制せざるを得ない程に仲買勢力が拡大していることの反映であると考えられる。

この五条問屋町における動きに対して奉行所は、錦高倉市場も「類商売」をしている町方なので「自然差支之儀茂無之哉」と尋ねている。その際、「青物市立仕候高倉通錦下ル町、同上ル町、同所東へ入町、右市立引請町」の代表として帯屋町「年寄利兵衛、五人組久兵衛」は、「七ヶ村青物商売いたし候者、末々青物持参、当町内におゐて市立致し売捌」いているため、七か村に掛け合ったところ、五条問屋町二丁限りの商売のことであり差し支えないとのことであると返答している。錦高倉市場が七か村中心の立売市場であることの意識に変わりはないのである。ただ、「市立引請町」として「高倉通錦東へ入町（中魚屋町）」はあるものの、西へ入町（西魚屋町）の名が見えないことは、表2の「大黒屋源助」たちを考えると不正確ではないかと思われる。

三 二か所仲買排除の動き

錦高倉市場に青物を出荷していた百姓商人たちは、錦小路高倉西入る西魚屋町にある薩摩藩屋敷に上使が到着・発駕する両日のみ市留めとなることを除き、毎朝五つ時から四つ半時まで営業をしていた⁸⁾。開市の刻限は惣代と相談して決められ、右の刻限は可変的なものであった。しかし、

8) 本節および次節の叙述は、特に断らない限り「文政式己卯年八月吉辰 青物市場用留御公用并入札掛且店方且諸控留 伊藤氏」に写された史料による。

「正昼」には全員が引き上げるように村方惣代が指導していた。また、上使逗留中は「溝きわより式尺斗外ニ杭を打込」み、「東西側とも上下へ繩を張、此繩張より外へ荷物出さる様」にし、「市終候へハ直様繩張・杭とも取払」わなければならなかった。さらに、日覆い・庇の類も取り扱うこととされていた。もっとも、右の次第は文政5（1822）年4月から5月にかけての上使逗留時の記録であり、当初から変わらずそうであったかどうかは不明である。このように、秩序だった市場が開かれていたように見えるが、やはり内部には紛議の火種が存在していた。そのことが露呈したのも文政5年正月のことであった。

前年冬以来、「川東八百屋一統」が「錦東店八百屋」を頼んで市惣代に歎願したいことがあると寄り合いを数度持った。それは次の2通の「一札」から事情が判明する。

一札

錦高倉青物立売市商人より八百屋得意先へ代呂もの持参致、商内致候者有之、八百屋売さきおのつから手せはに相成候二付、右直売之儀相止メさせ呉候様、八百屋方より被申出候二付、此度惣代一統相談之上、已来此方向高倉市立中買之者よりも、右八百屋売さき料理屋杯へ代呂物持参致直売之儀、已来急度為致申間鋪候、為後日之一札、依而如件

文政五年壬午正月

錦高倉市場商人之内

五条問屋町惣代

近江屋次郎助 印

右同断惣代

錦高倉市場

万屋与右衛門

惣代 伊右衛門

嘉平次殿

但し、此伊右衛門ハ三哲烏芋や也、嘉平次ハ塩小路也

一札

一、錦高倉青物市立売商内之儀者其場所限り之商内ニ致可申之所、八百屋売さき江代呂もの持参いたし商内仕候者有之候二付、此度市惣代衆中より尚又已来右之趣不相成候様被申出、則其許方より一札御差入被下候上者、右市場所限り之商内而已ニ仕、他行料理屋杯へ代呂物持参いたし商内、已来急度致間鋪候、為後日之連印一札、依而如件

文政五年壬午正月

錦高倉市場立売商人

五条問屋町

津国屋与三吉

錦高倉市場立売商人

(以下、9名略)

五条問屋町

惣代 近江屋次郎助殿

万屋与右衛門殿

「川東八百屋一統」の嘆願は、他の史料の記述とも併せて読むならば、問屋町仲買の者が円山・下川原・祇園新地近辺の料理屋などへ直接青物を販売することを禁止してもらいたいということであった。当該地域は川東八百屋の商圈であり得意先が多かったのであろう。ところが、問屋町の仲買商が直接青物を販売するという事態が生じ、それは小売商の商業権益を侵害するものであるため、規制を求めて「市惣代」への取次を依頼したと思われる。

この動きの中では、錦高倉の八百屋は「東店」・「西店」と二つに区別されていたことが分かる。東西の区分は、おそらく高倉通りの東側か西側かの違いであろう。内済後持たれた寄合には、「東店六人」「西店」二人が出席し、西店の他二人は欠席とされていることから、おそらく10人の構成員であったのではないかと思われる。また、後者の「一札」からは、問屋町の「錦高倉市場立売」仲買の者は惣代を含め12名であったことも明らかとなる。

この一件では、仲買の者があっさりとし惣代の指示を受けて川東地域への青物直接販売を自粛することを了承しており、組織の統制が有効であるように窺える。しかし、仲買商による商業権益や商圈の侵害は、決して一過性のものではなかったと思われる。文政8年末に生じた事件は、そのことを示すものといえよう。

12月26日朝、不動堂・五条問屋町の仲買惣代として兩人づつが帯屋町年寄方を訪れている。彼らが述べるところによれば、23日に市惣代である西七条村藤喜・塩小路村嘉平次が以下のように告げた。

村方不景氣ニ而御上納年貢等不都合ニ付、是迄七ヶ村之者共売捌候青物、此後壺荷之物者式荷ニいたし増荷致方、左候而者場所せはく候間、右式ヶ所之仲買衆立売之義断申度、則来春二日之初市より場所明ヶ候やう、尚悉舗事者村方庄屋ニ而聞取呉候

この申し渡しは、しかし、七か村以外の他村からも出荷人がいるにも拘わらず二か所の仲買のみが排除されることになり、当惑した挙げ句に村方への掛け合いを依頼してきたのである。

この件については町方も承知していなかったため、両所の者と寄合を開催した。そこで町方からは、両所のみを場所を空けてもらいたいというのは、年貢上納に不都合であるとか増荷のためだとは思えない、むしろ「年来之宿意を持込候而之事」ではないかとの判断が示された。それゆえ、両所から庄屋方へ直々内談することとなり、両所は七か村年番である東寺廻り・鳥羽村庄屋などを順次訪れ掛け合いに及んだ。翌29日には町方でも伏見や川原町の連中と話し合いをしたり、問屋町とも連絡を取ったりして、村方へ掛け合う心づもりに決していたおり、両所に庄屋方からの連絡が入り、東寺庄屋弥平次・同所惣代に面会したところ、七か村が内談した結果、これまで通り初市立をしても構わないとされた。

結果的には数日で解決した五条問屋町・不動堂仲買排除運動であったが、なぜ特定の二か所だけが対象となったのだろうか。そのことを明らかにする史料を掲げよう。

此度右式ヶ所之中買を当市立差止メ度存付候者村々ニ有之趣、其訳ハ丹波より他国もの入込候荷物、五条問屋又者不動堂問屋杯へ参候荷物、途中ニ而出買いたし候者有之候処、右ニ而者右式ヶ所之問屋迷惑ニ及、当夏已来公辺ニ相成、右途中ニ而出買致候者被召出、已来問屋

共へ參候荷物、途中ニ而出買不相成候趣嚴敷被仰渡、然ル処、是迄出買致来候者と問屋と相對之上、已来ハ出買いたし度候ハ、壺荷ニ付三拾弍文宛、買候ものより問屋方へ口錢を遣ス約速之趣ニ而、日々丹波口江問屋より出張之人出テ有之、是迄出買いたし候もの勝手悪敷相成候をうらみ、右弍ヶ所之仲買ともハ同所問屋ニテ代呂物買入、当立売場ニ而売捌之仲買五、六十人斗も有之事故、此者とも当市場差止メ候へ者、差当たり問屋之者とも迷惑いたし、右出張之人ニ而も差扣候様之振合ニも可相成、又壺ツニ者右仲買之者ハ、当市場所柄ニテ此方軒上場を問広取居候義杯を恨ミ、稀ニ立売ニ參候ものとも七郷之立売場所へ差扣へ置候を、無遠慮よき場所を広取候杯をねたみ、町方七郷庄屋等へも不及沙太ニも、時之惣代と申合せ、私欲をめくらし、時節柄諸ヲ混雜、町内迄も騒候段甚以人氣悪鋪取斗候処、庄屋向ニテ賢察有之、おたやかに初市も一統打揃候やう取片付られ候段、尤ニ候事、元来、右様弍ヶ所迎も年来当町内ニテ商内致来候者、俄ニ御年貢上納不都合万端ニテ七郷之者売場所廣ク致度杯と申出差止メ候とも、町内家々軒下之事ニ候へハ、壺番ニ町内へも相談も可有之処、余り勝手儘成申出方、品ニ寄候ハ、急度村方へも町方より引合ニ及度次第ニ候処、まつ事濟重畳々々

この史料からこのたびの五条問屋町・不動堂仲買の排除の動きには、二つの遠因があったことが判明する。それらは、村々に共通する想いであったことも冒頭の一節に読みとることができよう。第一には、出買衆の「うらみ」であり、第二には稀に立売りに来る者の「ねたみ」である。

第一については、両所の問屋へ運ばれる青物荷物を途中で「出買」するものが多くなったため、これを禁止するべく町奉行所へ出訴し、出買行為の差し止めの裁許を受け勝訴となっていた問屋自体が、口錢を取ることで行為を追認していたことがわかる。問屋は丹波口へ出張人を派遣し、厳格に口錢を徴収したのであろう。そのような問屋を困らせるために、問屋がいる五条問屋町と不動堂の仲買に犠牲を強いたのである。しかし、このような行動は、現実に出買衆の中には両所だけではなく七か村の者もいたということを示している。なぜなら、百姓商人の中に出買衆がないのであれば、「うらみ」は出買衆に向けられるべきものであろう。ところが、五条問屋町・不動堂の問屋に対する「うらみ」は、その地の仲買に対する立売市場からの排除という手段を通じて晴らされようとした。この限りで、両所の仲買たちは犠牲者でもあった。ただ、史料では両所の仲買で錦高倉市場で立売する者が5, 60人存在すると記すことは、事実なのかどうか定かではない。

第二については、立売市場の荷捌き場所が「七郷」のものと「仲買」のものに区別化され、後者が広く場所を占有していたことを推測させる。それは、明和期（表1）における店前出荷人は百姓・仲買が混在している状況であると思われるところから判断すれば、新しい形態であるといえることができる。とはいえ、このことは確定できる材料を欠き、断定は留保せざるを得ない。また、七か村から「稀ニ立売ニ參」る者の存在が明らかであるが、彼たちと前述の札との関係は不明である。しかし、本来的にこのような百姓たちの営業行為は許されているものではないだろうか。

第一・二点で示された「うらみ」や「ねたみ」の存在は、一方で問屋に対する仲買・百姓商人

たちの勢力拡大の実態を示すものと考えられる。しかし、他方ではそのような惣代を頂点とする百姓商人仲間であっても、七か村庄屋と町方の意向を無視、否定するまでには至らず、庄屋の指導に従うことで立売市場の維持が図られていることも明らかであろう。そして町方は、営業権益の弱体化は否めないとしても、店前を貸与しているという一事において優位性を保とうとしている。「町内家々軒下之事ニ候へハ、壺番ニ町内へも相談も可有之処、余り勝手儘成申出方」とする一節は、町方のそのような意識の反映であろう。

四 立売市場の青物商い

錦高倉市場をめぐる町方、村方、商人仲間、仲買などの動きは、上に述べた時期以降、具体的な相互関係については史料の制約から明らかではない。その中において、次の史料は青物商いに関する新しい事実を知らせてくれるものである。

一、天保八年西五月十六日、貝屋町大治郎之跡玉喜と申八百屋、札付商ひいたし候ニ付、不案内之段、前々此市場ニ而札付之義者不相成ニ付、早々札引可申段、惣代ともより及引合ニ候得とも、兎角利不尽成事而已申、取用ひす、不得止事呼寄、立合之上、為申聞札引させ候事

市惣代
 東寺 甚兵衛
 西九条 安兵衛
 市年寄
 淡治屋久兵衛
 町年寄
 茂右衛門
 店 源七

但し、得心之上、跡ニ而玉喜へも一献催ス

右の史料で注目されるのは、「札付商ひ」についてであろう。貝屋町で新たに八百屋商売を始めた「玉喜」が商品に「札」を付けて営業した行為が咎められている。この「札」とは値札と考えられるが、値札をつけて青物販売することは、この市場では以前から禁止されているという理由で、札の撤収が勧奨され、交渉のうえ実行されたことがわかる。値札が禁止されていたということは、当市場での青物販売は相対価格でされるという商業慣行の下にあったということであろう。しかし、購入者の立場から見れば商品に値札が付いている方が利便であり、客観的公平さを知ることができよう。このようなおり、天保13年5月2日にも町触が發布され、その中の一条には次のように認められていた⁹⁾。

一、生肴、塩肴、野菜、干物類、其外何〔品〕によらず店あきなひ之品者、夫々直段之札出し置可申候

9) 京都町触研究会編『京都町触集成』第11巻555号、岩波書店、1986年。

この触により、とりわけ食料品を中心に値札をつけた販売が一般的になっていったと考えられる。また、値札は「往来より見へ易キ程ニ相認」め「小ク候而見へかたき向」は禁じられていた¹⁰⁾。もちろん、この販売は小売りを対象とするものと考えられ、玉喜を規制した市惣代たちではあったが、触の趣旨を受けて「此方青物店茂直段札出し候事」と記録に留めている。このように、錦高倉四町の従来からの営業のあり方にも徐々に変化は見られたのである。

嘉永5（1852）年正月、株仲間再興令に関わる奉行所からの尋ねに答えた口上書では、「立売百性共年々人数相減し、当時二而者漸百人斗御座候」と述べ、株仲間解散令により冥加銀上納も免除されたため、棒銭も「青物壱荷ニ付二文、三文つゝ差置帰候者、又者無銭ニ而罷帰り候もの茂有之」と、一見すると衰退状況にあるかのような返答をしている。

しかし、文久3（1863）年刊行『花洛羽津根』二¹¹⁾には、「高倉通 此通四条上ル町、毎日青もの市あり」と記され、立売市場の機能が維持されていた。また、同4年刊行『都商職街風聞』¹²⁾には、「青物問屋」3名（五条問屋町1・不動堂2）と「錦高倉角 榊屋源兵衛」を含む「青物店」13名の名前が見える。

このような青物立売市場・商売であったが、元治元（1864）年7月、洛中は禁門の変による罹災を受けることとなった。その後の錦高倉立売市場の復興の過程は、ほとんど不明である。しかし、明治5（1872）年の職業構成によれば¹³⁾、四町の住民は次のようであった

- 帯屋町 【大工（4）、桶細工、籠細工、蠟燭】【魚料理、諸金物、小銭両替、諸人形、塩肴、青物料理、干物、竹波、紙、薬種、荒物、青物、豆腐、味噌・粉、白米、餅、湯葉、青物・塩肴、麺類、玉子・呉服太物】【仕立物（3）・按摩（2）、諸道具貸物（2）】
- 貝屋町 【鍛冶、縫、湯熨斗】【酒、麩・蒟蒻、干物（3）、粉類、寄宿、豆腐、薬種、呉服、道具、墨筆、唐端物、料理】【仕立物、悉皆渡世】【医術、筆道、同助教】
- 中魚屋町 【魚鳥（18）、塩肴、乾物（2）、玉子、穀物、青物（2）、米、粉、菓子、煮売、煙草、薬種】【魚鳥（3）】
- 西魚屋町 【左官、籠細工、湯熨斗、養老絞、染物】【金幅太物、材木、塩肴、足袋、麩・うどん粉、両替、干物（4）、菓子（7）、古道具、清酒（2）、鱈、味噌・麩、寄宿、三遊物、餅、煙草、古手、小間物、料理肴（4）、善哉餅（2）、鳥料理、湯葉】
【湯屋、貸物、本弓射場（3）、按腹、揚弓、髪結、奥行（2）】

これらの職業者は、借屋層も含まれていると見ることができる。個々の職業や居住者の雑多性について興味深いことがあるが、本稿では帯屋町・中魚屋町に青物商がいたことを確認しておくに留めたい。いずれにせよ、錦高倉青物市場は、「大正三年（一九一四）六月道路使用禁止の爲め当業者の大部分が仏光寺市場に移転したに拘らず、一部分は尚ほ当所に残って道路上の立売を

10) 同上、557号。

11) 新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第二巻』所収、臨川書店、1986年。

12) 同上 第八巻所収。

13) 日向進前掲書185頁所掲表参照。括弧内は人数、括弧のないものは1名。【 】は工・商・雑・その他の括り。なお、中魚屋町の「雑」にある【魚鳥（3）】は行商人と推定されている。

継続¹⁴⁾していたことは事実であり、幕末～明治期の実態の解明が必要であろう。

結びにかえて

以上、錦高倉青物立売市場の天明大火後の実態の一斑を明らかにしてきた。このような錦高倉立売市場の推移を北村貞樹氏は、『農民』対『地主=在郷商人高利貸資本並びにこれと結びついた都市商人』との対立関係で説明し、後者が前者を凌駕したことにより、立売市場は「農民的市場としての性格を失い、商人的市場化・問屋市場化の途を辿る」¹⁵⁾と結論づけている。しかし、本稿で示してきた史実は、このような解釈は正しくないことを明らかにしている。少なくとも北村氏の議論は、前述の享和年12月の史料の提示をもって終わっているのである。

文政期になると問屋市場所在地の仲買たちを立売市場から排除しようとする動きが顕在化するようになる。これらの動きは、仲買による小売商の営業侵害や丹波国からの青物荷に対する出買者の登場や問屋層の衰退といった新しい事態の発生が底流にあったものと考えられるのである。このような動きを掌握するためには、青物生産と販売の実態を含めた検討が必要であろう。

また、本稿ではもう一つの青物立売市場である上の店市場については全く触れることができなかった。この市場の動向を理解することなくしては、近世京都の青物立売市場の実態を説明したことにはならないのであり、今後の課題として残されている。さらに、壬生村では、錦高倉市場に青物を出荷する一方で、「坊城通四条角市小屋」において「例年之通、青物市」を4月から11月まで開いていることが明らかなのである¹⁶⁾。この際、安永7年は5月2日から、寛政4年には4月20日から11月2日の期間開かれている。この青物市は奉行所に届けて実施されているが、いつ頃から開始されたものなのか、期間限定の臨時市だとしても、出荷者が壬生村村民に限られた野市なのかどうかなど、その実態は不明である。近世期の野市の解明もまた今後に残された課題である。

14) 京都市社会課『市場の沿革』38頁、京都市社会課、1923年。

15) 北村貞樹前掲論文。なお同様の理解は、『京都の歴史 5』第6章(学藝書林、1973年)の叙述にもみられる。

16) 公益財団法人三井文庫所蔵「御公用万留帳」(C241・243)。